

# 返子市立久木小学校 いじめ防止基本方針

2024.04

## 1. はじめに

「いじめはどの学校・学級にも、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より]

### ※定義についての補足説明

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・学校の内外を問わず、児童本人が心身の苦痛を感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

## 3. いじめに対する基本的な姿勢

- (1) いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうることであることを踏まえ、いじめ防止に向けた取り組みを進めているところではあるが、学校のみならず、放課後の遊びや SNS などによるいじめ等の事案も増えてきており、学校・保護者・地域関係機関との連携を図りつつ、一体となって対応することが必要である。その際、次のような認識をもって問題に向き合うことが大切である。
  - ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること。
  - ・いじめは、大人のいない場所で行われることが多く、発見しにくいものである。
  - ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、あらゆる場面で起こりうる。
  - ・いじめはいかなる理由があっても決して許されないとの毅然とした態度で対応する。

#### 4. いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間等では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担しているということを理解させる。

#### (1) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

##### ①一人一人が活躍できる学習活動

- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習などの工夫。
- ・児童の自発的な活動を支える特別活動（委員会活動を含む）の充実。
- ・異学年交流（縦割り活動、きょうだい学級等）の充実。

##### ②人との関わり方を身につけるための取組

- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。  
自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。自分が認められる経験をするなどを通して、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ・ストレスに適切に対処できる力  
ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。

##### ③人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・友だちと分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

#### (2) 学校としての取り組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの間

題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- ・読書活動、体験活動などを推進する。
- ・一人ひとりが活躍できる集団づくり（学級経営の充実）。自分の役割をきちんと果たすことで、周りの人の役に立っていると感じ取ることのできる機会を工夫する。
- ・学校関係者や地域の方、外部団体等との連携を通して、理科や保健、総合的な学習の時間等、学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ「いのちの授業」を展開する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、警察、企業等との連携による携帯電話教室等、必要な啓発活動を行う。また、学級活動や情報モラル等の授業の中で、情報モラル教育の一層推進する。家庭でも、適切に使うように指導するように呼びかける。

### (3) いじめ防止のための組織と具体的な取組

- ・いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、次に示す校内体制をもとに対応を図る。

○児童指導支援部、教育相談コーディネーター、児童指導担当等、関係分掌、担当者を中心に、校長・教頭をはじめ全教職員で情報を共有・共通理解を図り、組織で対応する。

- ・当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、以下の具体的取組を行う。

\*いじめを正しく理解し、対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。

\*学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。

\*いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

\*いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集と記録、共有を行う。

\*いじめの疑いにかかる情報があった時には、状況により全職員で情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

### (4) 児童の主体的な取組

- ・児童自らが友だち関係を大切に、いじめの問題について主体的に考える取組を推進する。些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。

#### (5) 家庭・地域との連携

- ・学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより、HP等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

#### (6) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

### 5. 早期発見の在り方

#### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やサイン、危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するように努める。
- ・毎職員会議前に行う児童の情報共有、巡回相談・スクールカウンセラーの見取りや年3回行う「学校生活アンケート」などを活用し、個別の状況把握に努める。また、生活アンケート後は担任と児童の2者面談を設定し、児童が日ごろから話しやすい学級の雰囲気づくり、環境づくりや信頼関係の構築に努める。

#### (2) 相談窓口などの組織体制

- ・教育相談コーディネーター、関係する学級・学年、養護教諭、校長・教頭を中心に情報共有を図りながら、保護者や児童が相談しやすい体制を整備する。

#### (3) 地域や家庭との連携について等

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 6. いじめ防止についての対応（早期対応・組織的対応）

#### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見、報告を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確にかかわりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、直ちに外部機関に適切な援助を求める。

## (2) 発見・報告を受けての組織的な対応

- ・発見、報告を受けた教職員は、児童指導支援部に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

## (3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から事実関係の聴き取りを行う。その後、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者への事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた児童を別室に置いて指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。併せて、収束が確認されるまで、見守りの体制を維持する。

## (4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・いじめたとされる児童や、周囲にいた児童・クラスの児童などからも事実関係の聴き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴き取ったら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して

以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、毅然とした対応を図る。

#### (5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級・学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わらせるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。また、すべての児童にとって、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

#### (6) ネットいじめへの対応 等

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大（名誉棄損やプライバシー侵害等も含む）を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、関係機関との連携や相談機関についても周知を図る。
- ・パスワード付サイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより、保護者研修会等で家庭での指導についても積極的に理解を求めていく。
- ・これからの情報時代に生きる子どもたちにとって、情報活用能力は不可欠なものであり、禁止するのではなく賢く使う力を身につけさせたい。しかし、ネットトラブルの大部分は学校外での使用に起因しており、家庭の協力なしでは問題の解決は困難である。家庭とのより密な連携が必要になる。

## 7. 校内研修 等

- ・児童指導支援部を中心に、児童理解・教育相談に係る研修を計画・実施する。その際、必要に応じていじめに関わる対応の仕方などについても周知を図る。
- ・学校事故防止会議の中で、いじめに関わる対応の仕方などの情報を提供し、校内での共通理解を進める。
- ・学期末や年度末の職員会議において、児童指導支援部より児童指導に係る（いじめ問題への対応も含む）成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

## 8. 家庭や地域との連携

- ・学年、学級懇談会や学校だより、HP 等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

## 9. その他

### (1) 異学年交流、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・児童会行事による縦割りの活動やきょうだい学級による活動等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

### (2) 児童指導支援部、教育相談コーディネーター、児童指導担当、スクールカウンセラー巡回指導員等、また、児童相談所・子育て支援課・生活安全課（逗子警察）など関係機関や担当者を中心に、全教職員で情報を共有・共通理解を図り、組織的で対応する。

### (3) 校内の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2022 年（令和 4 年）4 月 11 日

## 10. 「いじめ防止会議」の設置

- ・いじめ防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ防止会議」を設置する。年度開始時に基本方針、年間計画を策定し、支援委員会と平行して行う。
- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

### (1) 定例会

#### ①構成

管理職、総括教諭、児童指導担当、学年代表  
教育相談コーディネーター、養護教諭

※検討事項や事案内容に応じて依頼可能な第三者(スクールカウンセラー、SSW等)の参加を柔軟に検討する。

②活動内容

・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画制作・実行・検証・修正

(2) 緊急開催時

①構成

いじめの発生が疑われる学年の職員

※対応の経過・結果は、管理職・コーディネーター・養護教諭に随時報告する。

※事案の内容や、対応経過等から、学年の職員のみでの対応が困難な場合は管理職に報告・相談する。

※校長が事案内容に応じて、他の教職員や、依頼可能な第三者(スクールカウンセラー、SSW等)の参加を柔軟に検討する。

②活動内容

・いじめに関する相談・通報への対応

・いじめの判断と情報収集

・いじめ事案への対応検討・決定・報告

1.1. 重大事態への対応

○重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

(1) 重大事態の判断

・いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合

・金品などに重大な被害を被った場合

・心因性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態の報告

・学校は設置者(市・教育委員会)に報告し、その指導助言のもとに調査に協力する

(3) 重大事態の調査

・設置者から学校での調査を命じられた場合、第三者の有識者を入れた調査員会を設置し、事実関係を調査し、調査結果を設置者に報告するとともに被害児童、その保護者に適切に対応する。

(4) 「いじめ緊急調査委員会」の設置

①構成

管理職、児童指導支援部・総括教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭、児童指導担当者

※事案内容により構成員について、校長は市教育委員会と検討する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、

当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## ②活動内容

- ・発生した重大事案のいじめ案件に関する調査、報告書の作成。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法での提供・説明。
- ・返子市教育委員会への調査結果報告。
- ・いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて調査結果を報告する。
- ・調査結果についてはいじめを受けた児童及びその保護者の意向等を踏まえて特段の支障がなければ返子市教育委員会の指導のもと公表を行う。

## (5) その他

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ・いじめ早期発見に関する取組に関すること
  - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること